

ピックアップ 市政情報

※代表電話番号は、24ページに記載してあります。

4月1日から

行政組織が変わりました

前号に引き続き、行政組織の変更点についてお知らせします。

▽子育て支援課を新設

子育て支援を総合的・一体的に進めるために子育て支援課を新設しました。

子育て支援課には、子ども家庭係と保育所幼稚園係を置き、従来の児童福祉業務、子育て支援業務、保育所業務のほか、幼稚園入退園業務等も所管します。

子育て支援課は、本庁舎1階西側です。

▽健康増進課を安達保健福祉センターへ

市の重要施策である健康づくりを推進するため、健康増進課を安達保健福祉センター（安達支所向かい）に配置しました。

二本松保健センターでも従来の保健サービスを提供します。

▽観光立市の推進

市の大きな目標の一つである観光立市を推進するため、観光課に観光立市係を置きました。

お詫びと訂正

広報3月号11ページおよび二本松市役所電話番号表中、産業部農林課農地管理係の主な業務のうち「市営農業施設管理」については、産業部農政課総合農政係の業務でした。お詫びして訂正します。

◎問い合わせ：

人事行政課行政係

☎(55)5084

4月1日から

公共施設の使用料が 変わりました

4月1日の利用から公共施設の使用料と減免基準が変わりました。

新しい使用料は、施設の利用実績などからできる限り利用しやすい使用料とし、受益と負担の公平性の視点から、施設利用者から広く使用料を徴収します。

詳しくは、市のホームページまたは、広報2・3月号をご覧いただくか、最寄りの施設管理者までお問い合わせください。

◎問い合わせ：

人事行政課行政係

☎(55)5084

4月1日から

妊婦健康診査の公費負担を 15回に拡大

市では、安全な出産の支援を図るため、市民である妊婦の方に対し、妊婦健康診査の公費負担回数を4月1日より15回に拡大（平成19年度までは3回）します。

なお、すでに妊娠届出をさ

れ、4月1日以降出産予定の方には、新しい受診票を郵送します。ご不明な点がありましたらお問い合わせください。

◎問い合わせ：

健康増進課保健係

☎(55)5110

平成20年度から

口座振替不能通知書を廃止

市税等の口座振替が残高不足で振替できなかった場合に送付していた「口座振替不能通知書」は廃止となります。

つきましては、口座振替日（各市税等の納期限）の前日までに預貯金口座の残高確認をお願いいたします。

なお、口座振替ができなかった場合は、納付書を発行しますので、お問い合わせください。

平成20年度口座振替日

毎月末日

ただし、月末が土日祝日の場合は、翌日以降最初の日となります。

※各月により税目等が異なりますので納税通知書または納入通知書でご確認ください。

◎問い合わせ：

収納課収納管理係
☎(55)5087

平成20年度から

市県民税(普通徴収)および 固定資産税の前納報奨金制度を廃止

市県民税(普通徴収)および固定資産税を第1期の納期限内に全期分を一括して納付した場合に交付する「前納報奨金」が平成20年度から廃止されます。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

口座振替を全期前納から期別納付に変更する方へ

「二本松市税等口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」に必要事項を記入のうえ、口座のある金融機関、郵便局または市役所収納課、各支所地域振興課、各住民センターに4月30日(水)までに提出してください。

※引き続き口座振替の全期前納を希望される場合は、手続きは必要ありません。

※詳しくは、広報2月号の6ページをご覧ください。

◎問い合わせ：

収納課収納管理係

☎(55)5087

浄化槽設置補助金を交付

生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する方に対して、補助金を交付します。

新築、増改築またはトイレ改造（汲み取りから水洗に）を予定している方は、お早めに浄化槽工事業者に相談のうえ申請してください。

また、トイレ汚水のみを処理する「みなし（単独処理）浄化槽」を設置している方は、ぜひ浄化槽への切り替えをご検討ください。

なお、申請件数が予定を超えた場合、先着順で締め切ることがあります。

対象地域

公共下水道および流域下水道の事業計画の認可を受けた区域以外の市全域

※今年中に次の地区が下水道認可区域（補助対象外）となる予定です。ご注意ください。

向原、金色、金色久保の一部、市海道の一部、茶園一丁目、冠木

※下水道認可区域の詳細につ

いては、下水道課にお問い合わせください。

補助対象

自らが居住する住宅に、10人槽以下の浄化槽を設置する方

補助金の額（限度額）

- ・5人槽 33万2千円
- ・7人槽 41万4千円
- ・10人槽 54万8千円

◎問い合わせ：

生活環境課環境衛生係

☎(55)5103

または各支所市民福祉課生活係



下水道への早期接続を

お願いします

4月1日に供用した区域はご覧のとおりです。

供用区域内にお住まいの方は、できるだけ早く下水道に接続する工事をされるようお

願います。

4月1日供用区域

- ▽二本松処理区
若宮一・二丁目、松岡、本町二丁目、大壇、茶園一・二丁目、冠木、上竹一丁目の各一部
- ▽安達処理区
：5・05ヘクタール
- ▽油井字福岡、下谷地、戸ノ内の各一部
- ▽岩代特環処理区
：13・50ヘクタール
- ▽小浜字反町、西勝田字山下、杉内の各一部
：9・49ヘクタール

◎問い合わせ：

下水道課下水道管理係

☎(55)5138

今月の休日納税相談窓口

日時

4月27日(日)
午前9時～正午

場所 市役所(本庁) 1階

収納課(正面玄関右奥の出入口をご利用ください。)

対象者 やむを得ない事情があり納税が遅れている方

◎問い合わせ：

収納課収納徴収係

☎(55)5088

新しい農 あさ

市長からの手紙

三保忠一

今、世界のモノづくりを牽引するグローバル企業である自動車関連産業や最先端の半導体製造企業、食品産業をはじめ、多くの企業が二本松市に立地を頂き、活発な事業展開をされています。昨年は、五件の企業進出や増設を頂きました。新年に入り、金属加工機械総合メーカーで世界トップ企業が進出を決定頂いたところでもあります。

二本松市は、現在、独自の優遇制度を創設し企業誘致を積極的に進めております。

こうした中で、地域の魅力を高めることが日本の底上げを図る立地政策として、企業立地促進法が制定されました。それに基づき、「県北地域産業活性化計画」を

策定し国に提出していただきましたが、先頃国の同意を受けました。これにより企業の皆様が進出や増設にあたり新たな優遇や支援措置が受けられることになりました。

選ぶなら「にほんまつ」優れた交通アクセス、安全・安心な産業基盤、のびやかな生活環境、優秀で豊富な人材、強力な支援体制と優れた二本松市の立地環境で企業活動を力強く支えます。

ビジネスへの大きな可能性を秘めた二本松市。「活力 安全と安心 共生と協働」、「活力ある産業・観光交流のまちづくり」を市政運営の基本として、立地される企業及び市民が将来にわたり満足を感じられるように取り組んでまいります。二本松で進化する企業価値。新たな生産拠点、研究施設等の建設地として最適です！

是非、企業の皆様が二本松市でこれからのビジネスプランの実現に、新たな企業進出や増設をされるよう心よりお待ちしております。